

上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、国内外の金融商品取引所に上場されている有価証券(以下「上場有価証券等」といいます。)の売買等(※1)を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

手数料等諸費用について

- ・ 上場有価証券等の売買等に当たっては、当該上場有価証券等の購入対価の他に別表1「お取引に係る主な手数料」に記載の売買手数料をいただきます。
- ・ 上場有価証券等を募集等により、又は当社との相対取引等により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。お取引の形態によっては、別表1「お取引に係る主な手数料」に記載の売買手数料をいただく場合があります。
- ・ 外国証券の外国取引に当たっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します(※2)。
- ・ 外国証券の売買、利払、償還等に当たり円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向を踏まえて当社が決定した適用為替(別表2)によるものとします。
- ・ 他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている上場有価証券等は、転換時に手数料が発生する場合があります。

上場有価証券等のお取引に当たってのリスクについて

- ・ 上場有価証券等の売買等に当たっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式、債券、投資信託、不動産、再生可能エネルギー発電設備、公共施設等運営権、商品、カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※3))といえます。)の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式、社債、新株予約権その他の財産に転換される(できる)旨の条件又は権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初購入金額を下回ることによって損失が生じるおそれがあります。
- ・ 新興市場銘柄(※4)については、既存市場とは異なる上場審査基準・上場廃止基準が設けられており、一般の上場会社と比較して設立後間もない会社が多いため、事業内容に新規性があるものの、未だ収益基盤が確立されていないことなどにより、財務体質が脆弱な会社があります(信用リスク)。また小規模な会社であることが多いため、株式の流動性が小さく価格が一方に大きく変動することがあります。また、換金性が低くなることもあります(流動性リスク)。

- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。また、新株予約権証券は、あらかじめ定められた期限内に新株予約権を行使しないことにより、投資金額全額を失う場合があります。
- ・ 国内金融商品取引所に上場されておらず、また国内において募集・売出し等の届出が行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づいた企業内容の開示は行われておりませんのでご注意ください。
- ・ 外国預託証券(DR)のお取引については、上場有価証券等のお取引に係る一般的なリスクの他に、以下のような特有のリスクと注意事項があります。
 - ① 外国預託証券は外国の株式を裏付けとして預託機関が発行した証券であり、外国預託証券の保有者は、原株式の株主と同一の権利義務を有しているわけではありません。特に、発行国の違いや預託契約の違いにより配当税制等その他の権利において、原株式と異なる場合があります。また、銘柄毎に預託契約の内容が異なるため、外国預託証券の間でも違いが生じることがあります。
 - ② 外国預託証券は、1 DR当たりの権利の内容が、原株式 1 株に対応しているとは限りません。銘柄により対応する株数が異なります。
 - ③ 外国預託証券と原株式の交換は、お取扱いできない場合があります。
 - ④ 外国預託証券の原株式が上場していない場合や原株式の状況に関わらず外国預託証券のみが上場廃止になることがあります。また、預託契約が解除され同預託契約に基づき現金交付となる場合があります。
 - ⑤ 外国預託証券の原株式が自国市場において株式分割を行っても、当該証券が原株式と同様に株式分割を行うとは限りません。また原株式と当該証券が株式分割を行っても、その株式分割の権利落日が原株式と当該証券において必ずしも一致しない場合があります。

- ※ 1 「上場有価証券等」には、国内外の店頭売買有価証券市場において取引されている有価証券を含み、カバードワラント等、法令で指定される有価証券を除きます。また、「売買等」には、デリバティブ取引、信用取引及び発行日取引は含まれません。なお、本書面上の各有価証券等には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。
- ※ 2 外国取引に係る現地委託手数料及び現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
- ※ 3 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。
- ※ 4 新興市場とは一般的に、今後の成長・拡大が期待される事業や新たな技術・発想に基づく事業を行う高い成長性を秘めた企業に直接金融による早期の資金調達途の確保し、企業の一層の飛躍を促す市場として各金融商品取引所が開設している市場のことを指します。(2018年5月31日現在、東京証券取引所「マザーズ」、JASDAQ、名古屋証券取引所「セントレックス」、福岡証券取引所「Q-Board」及び札幌証券取引所「アンビシャス」市場を指します。《市場新設、再編等であらたに新興市場と指定する場合があります。》)

○ その他留意事項

外国の発行者が発行する上場有価証券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されることがあります。該当する上場有価証券は、日本証券業協会のホームページ(<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>)でご確

認いただけます。

上場有価証券等に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ 取引所金融商品市場又は外国金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 上場有価証券等の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 上場有価証券等の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 上場有価証券等の売出し

当社の概要（2018年5月31日現在）

当社の商号等： 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長（金商）第2336号
本店所在地： 〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金： 405億円
主な事業： 金融商品取引業
設立年月日： 2009年12月1日
連絡先： お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）
※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問合せ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度のご案内

- 「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関（指定紛争解決機関）が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（略称：FINMAC（フィンマック）」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる（和解できない）場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（受付時間 平日：9:00～17:00）

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

【別表1】

お取引に係る主な手数料

1. 国内株式等売買委託手数料

- 国内株式等売買委託手数料は、国内上場の株式(上場投資信託(ETF、REIT等)、指標連動証券(ETN)、日本型預託証券(JDR)、出資証券を含みます。)・新株予約権付社債(CB、WB)・新株予約権証券(WR)に適用されます。
- 国内株式等売買委託手数料は、お取引コースと、お取引チャンネルに応じ、料率が異なります。

お取引チャンネル		お取引コース		
		コンサルティング取引コース*	ダイレクト取引コース*	MUFGテラス・コース*
営業店取引		営業店基本手数料	営業店基本手数料	営業店基本手数料の20%割引 ^{※1}
インターネットトレード	オンライン手数料	営業店基本手数料の50%割引 ^{※2}	営業店基本手数料の70%割引 ^{※2}	営業店基本手数料の60%割引 ^{※2}
スマートフォンサービス				
携帯電話サービス				
ボイストレード				
コールセンター	コールセンター手数料	営業店基本手数料の20%割引 ^{※3}	営業店基本手数料の40%割引 ^{※3}	営業店基本手数料の20%割引 ^{※3}

※コンサルティング取引コースとダイレクト取引コース、MUFGテラス・コースについて

コンサルティング取引コース	営業店取引、オンライントレード(インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス)及びテレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)の3つのチャンネルをご利用できるお取引コースのことです。 「担当者からの投資情報や資産運用のアドバイスを受けながら、じっくりと取引したい」方にお勧めです。
ダイレクト取引コース	オンライントレード(インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス)、テレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)及び専用ダイヤルをご利用できますが、営業店取引は原則ご利用できないお取引コースのことです。「投資情報を自分で収集し、手数料を抑えながら、スピーディーに取引したい」方にお勧めです。
MUFGテラス・コース(2018年秋以降開始)	「マーケットAI」(AIを活用したチャットサービス)による株価照会や市況に関する情報収集、チャットおよびメール等での投資相談、オンライントレード(インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス)、テレフォントレード(ボイストレード、コールセンター)をご利用できます。 「自分の都合が良い時間帯に気軽に投資相談や取引をしたい」方にお勧めです。

(注) インターネットトレード、スマートフォンサービス、携帯電話サービス、ボイストレード及びコールセンターは、個人のお客さまを対象としております。

- ※1 最低2,700円(税抜2,500円)。ただし、約定金額が2,750円以下の場合は、約定金額の97.2%(税抜90%)とします。
- ※2 最低1,620円(税抜1,500円)。ただし、約定金額が2,500円以下の場合は、約定金額の64.8%(税抜60%)とします。
- ※3 最低2,160円(税抜2,000円)。ただし、約定金額が2,500円以下の場合は、約定金額の86.4%(税抜80%)とします。

【営業店基本手数料】

この手数料率表は営業店でお取引をされた場合の手数料の上限です。

約定金額	手数料上限(%は約定金額に対する割合)
2,750円以下	97.2%(税抜90%)
2,750円超 19万3千円以下	2,700円(税抜2,500円)
19万3千円超 50万円以下	1.404%(税抜1.30%)
50万円超 100万円以下	0.9936%+ 2,052円(税抜0.92%+ 1,900円)
100万円超 500万円以下	0.8532%+ 3,456円(税抜0.79%+ 3,200円)
500万円超 1,000万円以下	0.6804%+ 12,096円(税抜0.63%+ 11,200円)
1,000万円超 3,000万円以下	0.5616%+ 23,976円(税抜0.52%+ 22,200円)
3,000万円超 5,000万円以下	0.2160%+ 127,656円(税抜0.20%+ 118,200円)
5,000万円超	0.0540%+ 208,656円(税抜0.05%+ 193,200円)

お支払いいただく手数料金額は、手数料(税抜)を基に計算されます。手数料(税込)による計算結果とは、端数処理の関係により異なる場合があります。

2. 外国株式売買委託手数料

外国株式売買委託手数料は現地委託手数料と国内取次手数料の両方がかかります。

○ 現地委託手数料

外国取引に係る現地委託手数料は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。詳細はお取引のある部店までお問い合わせください。

○ 国内取次手数料

約定金額※	手数料上限(%は約定金額に対する割合)
100万円以下	1.080%(税抜1.00%)
100万円超 300万円以下	0.972%+ 1,080円(税抜0.90%+ 1,000円)
300万円超 500万円以下	0.864%+ 4,320円(税抜0.80%+ 4,000円)
500万円超 1,000万円以下	0.756%+ 9,720円(税抜0.70%+ 9,000円)
1,000万円超 3,000万円以下	0.648%+ 20,520円(税抜0.60%+ 19,000円)
3,000万円超 5,000万円以下	0.540%+ 52,920円(税抜0.50%+ 49,000円)
5,000万円超 1億円以下	0.432%+ 106,920円(税抜0.40%+ 99,000円)
1億円超	0.324%+ 214,920円(税抜0.30%+ 199,000円)

お支払いいただく手数料金額は、手数料(税抜)を基に計算されます。手数料(税込)による計算結果とは、端数処理の関係により異なる場合があります。

- ※ 約定金額は、株式の単価と数量を掛けた金額に対し、買いの場合は外国金融商品市場における手数料・税金等を加算、売りの場合はこれらの手数料・税金等を減算して計算します。

【別表2】

適用為替

外国証券の売買、利払、償還等にあたり円貨と外貨を交換する際の適用為替となります。
この適用為替表は営業店でお取引をされた場合の適用為替スプレッドの上限です。

通貨	基本為替スプレッド	大口為替スプレッド
米ドル ユーロ スイスフラン	10万外貨未満	10万外貨以上30万外貨未満
	基準為替レート±50銭	基準為替レート±25銭
豪ドル カナダドル 英ポンド	15万外貨未満	15万外貨以上50万外貨未満
	基準為替レート±100銭	基準為替レート±50銭
香港ドル	70万外貨未満	70万外貨以上700万外貨未満
	基準為替レート±15銭	基準為替レート±5銭
シンガポールドル	15万外貨未満	15万外貨以上150万外貨未満
	基準為替レート±80銭	基準為替レート±40銭

(注)

- ・ 上記の適用は、原則として個別約定ごとの約定金額(数量×単価)により判定します。
- ・ 外貨で支払われた利金、償還金、分配金、配当金等を円貨にする場合のスプレッドは、原則として本表に基づき、取引金額(現地税引き後の外貨受渡金額)によって判定します。
- ・ 本表に記載する金額を超える場合、または本表に記載のない通貨の取扱いは、別途営業店までお問い合わせください。
- ・ 複数約定を合算した数量が、大口為替スプレッドの適用金額となる場合は、一括して円に振替えることで、大口為替スプレッドの適用を受けることができます。ただし為替レートは変動するため、振替のタイミングにより必ずしも有利になるとは限りません。
- ・ 預り口座内で外貨を他の外貨に振替える場合、外貨から円貨および円貨から他の外貨への振替にかかる為替スプレッドの合計から50%減免します。
- ・ 為替レートは当社が円貨決済の処理を行う日の為替レートが適用されます。上場有価証券等の売却代金を直接円貨で受領する場合は、約定日の為替レートが適用されます(下表A)が、一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合は、原則として円貨決済を申し込まれた日の為替レートが適用されます(下表B)。

<レート適用の例示(約定日+3が受渡日の商品を売却する場合)>

	約定日	約定日+1	約定日+2	受渡日以降
A	為替適用	—	—	—
B	—	—	為替適用可	為替適用可

A = 直接円貨決済を行う場合 B = 一旦外貨で受領した後に円貨決済を行う場合

- ・ 当該外貨を購入する場合は基準為替レートにスプレッドを+(プラス)し、売却する場合は基準為替レートにスプレッドを-(マイナス)いたします。ただし、上記スプレッドはそれぞれ、最大値を表示しております。
- ・ 基準為替レートは、外国為替市場の動向により変化するため、また、取引内容により異なるため表示できません。
- ・ 基本為替スプレッドや大口為替スプレッドの適用金額は、将来、変更される可能性があります。

以上